

茨城社会福祉協議会職員連絡協議会委員会の設置に関する規程

第1条 この規程は、本会会則第14条に基づき、委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員は、必要に応じて理事会が正会員及び準会員の中から選出するものとする。

2 必要に応じて会員外の者を選出するものとする。

第3条 委員は会長が委嘱し、原則としてその任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に、委員の互選による正副委員長をおく。

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成12年2月9日から施行する。

2 茨城社会福祉協議会職員連絡協議会部会・委員会規程（昭和53年6月8日施行）は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月15日から施行する。

